



残業が月45時間を超えているけど、
どうやって改善していったらいいのだろう…

監督署の職員が会社にお伺いして、アドバイス致します！

労務管理の改善等に関する

訪問支援の御案内

無料

監督署では、労働時間制度の見直しや労働時間の削減など労務管理の改善に取り組もうとされている中小企業に、監督署の専門職員が直接お伺いして、相談・支援をさせていただきます。

この訪問支援は、労働基準監督官が通常行っている臨検監督とは異なり、法違反を指摘して行政指導を行うものではありません。また、相談内容について改善報告を求めることもありません。自社の労務管理の見直し手法の一つとして、ぜひ積極的に御活用ください！

◎こんな御質問・御要望に応じたアドバイスや資料の提供を致します◎

■労務管理全般に関すること

- 全体的に労務管理を改善したいけど、そもそも現状何が問題なのか分からない。
- 今の管理方法で問題ないかチェックしたい。

■働き方改革関連法のうち労働基準法の改正に関すること

- 時間外労働の上限規制の内容は？
- うちの会社は具体的に何をすればいいの？

■現行の労働基準法等に関すること

- 36協定の作成・届出方法は？
- 残業時間が月45時間を超えているけど、どのように削減したらいいのだろう…。

■このほかにも労働法令、労務管理に関する御相談をお受けしております。

- 他社の好事例
- 助成金の御案内



訪問支援の対象となるのは、中小規模の事業場（中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業者の範囲に含まれる事業場）です。対象となるか御不明な場合には監督署にお問合せください。

訪問支援を希望される場合は、裏面の申込用紙により、お申し込みください。申込用紙へ御記入いただく前に直接電話で御連絡いただいても結構です。

労務管理の改善等に関する訪問支援 利用申込書

事業場名	御担当者氏名 ()		
所在地	電話 ()	FAX ()	
事業の種類 (業務内容)	労働者数 (パート等含)	人	
訪問希望日を御記入ください。			
第一希望	平成	年	月 日 (午前・午後・どちらでも)
第二希望	平成	年	月 日 (午前・午後・どちらでも)
説明を受けたい・相談したい内容 (1箇所以上に○を付けてください)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 労務管理全般に関すること ・ 働き方改革関連法のうち労働基準法等の改正に関すること ・ 現行の労働基準法に関すること (具体的に:) ・ その他 (具体的に) <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 50px; margin-top: 10px;"></div>			

※必要事項を御記入の上、郵送または FAX によりお申し込みください。(利用無料)

申し込み先は、事業場の所在地を所轄する監督署になります。下の表により所轄監督署を御確認ください。

申込み受付後、担当者から日程調整等について御連絡させていただきます。

※訪問希望日は、署の都合により御希望に沿えない場合がございます。

	監督署	住所	電話番号/FAX	所轄地域
監督署の管轄一覧	甲府労働基準監督署	〒400-8579 甲府市下飯田 2-5-51	TEL 055-224-5616 FAX 055-224-5618	甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、中央市、中巨摩郡、山梨市、甲州市
	都留労働基準監督署	〒402-0005 都留市四日市場 23-2	TEL 0554-43-2195 FAX 0554-43-8786	都留市、富士吉田市、大月市、上野原市、南都留郡、北都留郡
	鵜沢労働基準監督署	〒400-0601 南巨摩郡富士川町 鵜沢 655-50	TEL 0556-22-3181 FAX 0556-22-5840	南巨摩郡、西八代郡